退場処分を受けたチームの対応

㈳香川県サッカー協会　規律･フェアプレー委員会
2006/5/11

⑴ 以下のいずれかでチームの選手が退場処分を受ける。

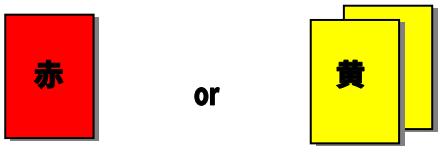

＊当該選手は必ず、次1試合は自動停止となる。

⑵ 大会規律委員会から「通告」が届く。
＊内容を確認する。

様式1
平成14年9月2日

A社サッカー部
代表者　栄枯　盛衰 殿

2002年愛媛県サッカー選手権大会
規律委員会

通　　告

貴チーム、　愛媛　一郎　選手は2002年愛媛県サッカー選手権大会において、
同じ試合の中で2つ目の警告を受ける　ことに対して退場を命じられました。

上記大会規律委員会は日本サッカー協会懲罰基準に基づき、次回公式戦1試合の出場を停止することを通告します。

貴チームは可及的速やかに次試合の予定を上記規律委員会へ報告し、また消化試合実施の報告を愛媛県サッカー協会　規律･フェアプレー委員会に行ってください。

記

懲罰を受けた試合

1．大会名：2002年愛媛県サッカー選手権大会
2．開催日：平成14年9月1日
3．対　戦：A社サッカー部　対　BFC
4．会　場：スカイフィールド富郷

以 上

㈲
・愛媛県サッカー選手権大会事務局
・愛媛県サッカー協会1種委員会事務局

どのチームの誰が、何の大会にて退場処分を受けたか。

審判報告書による退場理由。

懲罰基準に基づく処罰。

懲罰を受けた選手の属するチームの対応。
①次試合の予定を退場処分を受けた大会の規律委員会に連絡する（至急）。

②消化試合実施後に香川県サッカー協会の規律･フェアプレー委員会に消化試合の実施報告を行う（当日）。

⑶ チームの対応。
＊次試合の予定を退場処分を受けた大会の規律委員会に連絡する（至急）。
消化試合は年初に出された行事予定にある大会および四国リーグ、各種別リーグとする(上記⑴の自動停止試合もこれに準ずる)。

＊消化試合実施後に㈳香川県サッカー協会の規律･フェアプレー委員会に消化試合の実施報告を行う（当日）。